

電氣工事士法施行規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文
 ○電氣工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（軽微な作業）</p> <p>第二条 法第三条第一項の自家用電氣工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる作業以外の作業</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ がいしに電線（電氣さくの電線及びそれに接続する電線を除く。ハ、ニ及びチにおいて同じ。）を取り付け、又はこれを取り外す作業</p> <p>ハ 電線を直接造営材その他の物件（がいしを除く。）に取り付け、又はこれを取り外す作業</p> <p>ニ（略）</p> <p>ホ 配線器具を造営材その他の物件に取り付け、若しくはこれを取り外し、又はこれに電線を接続する作業（露出型点滅器又は露出型コンセントを取り換える作業を除く。）</p> <p>へ（略）</p> <p>ト 金属製のボックスを造営材その他の物件に取り付け、又はこれを取り外す作業</p> <p>チ 電線、電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物が造営材を貫通する部分に金属製の防護装置を取り付け、又はこれを取り外す作業</p>	<p>（軽微な作業）</p> <p>第二条 法第三条第一項の自家用電氣工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる作業以外の作業</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ がいしに電線（電氣さくの電線及びそれに接続する電線を除く。ハ、ニ及びチにおいて同じ。）を取り付ける作業</p> <p>ハ 電線を直接造営材その他の物件（がいしを除く。）に取り付ける作業</p> <p>ニ（略）</p> <p>ホ 配線器具を造営材その他の物件に固定し、又はこれに電線を接続する作業（露出型点滅器又は露出型コンセントを取り換える作業を除く。）</p> <p>へ（略）</p> <p>ト ボックスを造営材その他の物件に取り付ける作業</p> <p>チ 電線、電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物が造営材を貫通する部分に防護装置を取り付ける作業</p>

リ 金属製の電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物又はこれらの附属品を、建造物のメタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの部分に取り付け、又はこれらを取り外す作業
又 配電盤を造営材に取り付け、又はこれを取り外す作業

ル 接地線（電気さくを使用するためのものを除く。以下この条において同じ。）を自家用電気工作物（自家用電気工作物のうち最大電力五百キロワット未満の需要設備において設置される電気機器であつて電圧六百ボルト以下で使用するものを除く。）に取り付け、若しくはこれを取り外し、接地地線相互若しくは接地線と接地極（電気さくを使用するためのものを除く。以下この条において同じ。）とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業

ヲ（略）

二（略）
2 法第三条第二項の一般用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 次に掲げる作業以外の作業
イ（略）

ロ 接地線を一般用電気工作物（電圧六百ボルト以下で使用する電気機器を除く。）に取り付け、若しくはこれを取り外し、接地線相互若しくは接地線と接地極とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業

二（略）

（試験員の要件）

第十三条の七 法第七条の九第二項の経済産業省令で定める要件

リ 金属製の電線管、線樋、ダクトその他これらに類する物又はこれらの附属品を、建造物のメタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの部分に取り付ける作業

又 配電盤を造営材に取り付ける作業
ル 接地線（電気さくを使用するためのものを除く。以下この条において同じ。）を自家用電気工作物に取り付け、接地線相互若しくは接地線と接地極（電気さくを使用するためのものを除く。以下この条において同じ。）とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業

ヲ（略）

二（略）
2 法第三条第二項の一般用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 次に掲げる作業以外の作業
イ（略）

ロ 接地線を一般用電気工作物に取り付け、接地線相互若しくは接地線と接地極とを接続し、又は接地極を地面に埋設する作業

二（略）

（試験員の要件）

は、次のとおりとする。

一 第一種電気工事士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務（第三号の事務を除く。）を行う試験員にあつては、次のいずれかに該当する者であること。

イ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校において電気工学に関する学科を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者

ロ（略）

ハ 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）による高等学校教諭の専修免許状を有する者であつて、学校教育法による高等学校において電気工学に関する学科を担当する教諭の職にあり、又はあつたもの

ニ（チ）（略）

二 第二種電気工事士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務（次号の事務を除く。）を行う試験員にあつては、次のいずれかに該当する者であること。

イ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校において電気工学に関する学科を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者

ロ（略）

ハ 教育職員免許法による高等学校教諭の専修免許状を有する者であつて、学校教育法による高等学校において電気工学に関する学科を担当する教諭の職にあり、又はあつたもの

ニ（チ）（略）

三（略）

第十三条の七 法第七条の九第二項の経済産業省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 第一種電気工事士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務（第三号の事務を除く。）を行う試験員にあつては、次のいずれかに該当する者であること。

イ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校において電気工学に関する学科を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はあつた者

ロ（略）

ハ 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）による高等学校教諭一級普通免許状を有する者であつて、学校教育法による高等学校において電気工学に関する学科を担当する教諭の職にあり、又はあつたもの

ニ（チ）（略）

二 第二種電気工事士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務（次号の事務を除く。）を行う試験員にあつては、次のいずれかに該当する者であること。

イ 学校教育法による大学若しくは高等専門学校において電気工学に関する学科を担当する教授若しくは助教授の職にあり、又はあつた者

ロ（略）

ハ 教育職員免許法による高等学校教諭一級普通免許状を有する者であつて、学校教育法による高等学校において電気工学に関する学科を担当する教諭の職にあり、又はあつたもの

ニ（チ）（略）

三（略）

電気工事士法におけるエアコン設置工事の取扱いについて

平成20年12月

電気工事士法施行規則の改正を12月3日に公布したこと及び「エアコン設置工事に係る電気工事士の解釈適用」(内規)を制定したことに伴い、エアコン設置に係る電気工事についての解釈についてQ&Aを作成しましたので保安確保のご参考にしていただければ幸いです。

エアコン設置工事に際する作業の資格については以下目安を参照ください。

- 電気工事士が行う作業であって、業として行う場合には登録が必要なもの = A
- 電気工事士が行う必要はないが、業として行う場合には登録が必要なもの = B
- 電気工事には該当しないもの = C

- エアコン室内機の壁への固定 C
- 内外接続電線を室外機及び室内機の接続端子に差し込み接続する作業
 - ・600Vを超える電圧で使用するエアコン A
 - ・600V以下で使用するエアコン B
- 内外接続電線を壁に固定する作業
 - ・内外接続電線を直接壁に固定する場合 A
 - ・内外接続電線が冷媒配管などとともにテープで巻かれたものを壁に固定する場合 B
 - ・電線を保持・保護する機能や目的を持たない化粧カバーを設置する作業 C
- 内外接続電線が造営物を貫通する部分に防護装置を取り付ける作業
 - ・金属製のもの A
 - ・それ以外のもの B
- 内外接続電線を防護装置の中に通す作業
 - ・壁に厚さがなく作業後の電線の状態が容易に確認できるもの B
 - ・電線の状態が容易に確認できないもの A
- 接地(アース)工事
 - ・接地線相互を接続する作業 A
 - ・接地極を埋設する作業 A
 - ・接地線と接地極を接続する作業 A
 - ・接地線を接地端子(アースターミナル)に差し込み接続する作業 B
 - ・接地線をエアコンにねじ止めする作業 C
 - ・接地極付コンセントにプラグを差し込む作業 C

○関連工事

- ・コンセントの移設・増設 A
- ・内外接続電線相互の接続 A
- ・室内配線の新設 A
- ・電圧の切り替えを目的とした工事 A

なお、エアコン設置に際し、延長コードを用い電源を取るケースが見受けられますが、延長コードの過熱トラブルや場合によっては発火事故も報告されており、延長コードを用いてのエアコン電源確保はおやめください。

Q1.エアコンの設置工事は電気工事士が行わなければならないのか。

A. 標準的なエアコン設置工事については例外を除き電気工事士の資格は必要ありません。ただし、業として設置工事をするときには電気工事業の登録が必要（家庭用電気機械器具の販売に附随して行う工事を除く）となりますのでご注意ください。

Q2.標準的なエアコン設置工事とはどのようなものか。

A. コンセントを新設・移設・取替しないでもよいものであって、室内機と室外機をつなぐ内外接続電線を室内機や室外機に取り付ける作業や、室内機や室外機に冷媒配管・ドレインホースを接続する作業、アースターミナルへの接地線の接続及び室内機の壁への固定を想定しています。

Q3.標準的なエアコン工事の例外とはどういったケースか。

A. 600Vを超えて使用するエアコン工事、内外接続電線を直接壁などに固定する作業、接地線を接地極に接続する作業、接地線を延長する作業、接地極を地面に埋設する作業、コンセントの新設・移設・取替作業及び電源供給のための作業等となります。これら工事については電気工事士法第3条第2項に基づき電気工事士が行わねばなりません。なお、ご不明な点は原子力安全・保安院電力安全課もしくは最寄りの産業保安監督部電力安全課まで連絡ください。

Q4.温水給湯器の設置に際し、内外接続線工事や接地線工事といったエアコン設置工事に似た工事を行うこととなるが、温水給湯器についてもエアコン設置と同様の解釈で電気工事士の作業か否かの判断を行ってもよいか。

A. 電気工事士が行わなければならないものは商品で選別しているのではなく、作業で選別しています。

Q5.引っ越し等におけるエアコンの取り外し作業は、電気工事士が行う必要があるか。

A. 取り外す作業は、電気工事士が行う必要はありません。ただし、業として撤去工事をするときには電気工事業の登録が必要となりますのでご注意ください。

また、撤去に伴ってコンセントの工事など電気工事士が行う必要がある作業が発生する場合は当然のことながら電気工事士の資格が必要となります。

Q6.電気工事業の登録をする場合はどのようにすればいいか。

A. 下記のアドレスをご参照ください。

http://www.nisa.meti.go.jp/8_electric/tebiki_index.html